

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 郵便法の一部改正関係

(第一条関係)

一 郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金について、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならぬこととする。

二 その他規定の整備をすること。

第二 民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正関係

(第二条関係)

一 特定信書便役務の範囲に関し、大きさ及び料金の要件を見直し、次の信書便の役務を特定信書便役務とすること。

1 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超える信書便物を送達するもの

2 その料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの

二 一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金について、総務大臣への届出を要しないこととする。

三 総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において

、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、総務大臣による認可を受けたものとみなすこととする。

四 その他規定の整備をすること。

### 第三 その他

(附則関係)

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 所要の経過措置について定めること。

三 その他所要の改正を行うこと。